

おおはる成年後見支援センターを開設します

町では4月1日(金)に「おおはる成年後見支援センター」を総合福祉センター1階の社会福祉協議会内に開設します。

専門職員が相談を受け付けますので、お気軽にご相談ください。

成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、財産管理などの法律行為(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)をひとりで行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であることがよく分からないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。

このような判断能力の不十分な方に代わって、後見人(法的な権限を持って支援する人)を家庭裁判所が選び、本人を保護・支援するのが成年後見制度です。

主な業務内容

相談機能

成年後見制度を知りたい、利用を検討したいなど、ご本人やご家族からの相談をお受けします。

ケアマネジャーや相談支援専門員などの支援者からの相談もお受けします。

広報機能

成年後見制度への理解を深められるよう、制度に関する情報を発信します。

より広く成年後見制度を周知できるよう、講演会や研修会などを開催し、普及啓発に努めます。



お金のやりくりができず、生活に必要な支払いができていない

不要なものを買ってしまいそうで心配

成年後見制度
を利用すると



後見人が通帳の管理や支払いなどの手続きをし、生活を支援します

後見人が不利益な契約を取り消し、消費者被害を防止します

相談はこちら

おおはる成年後見支援センター

総合福祉センター 1階(社会福祉協議会内) ☎(442)0990

受付時間 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分